

患者のみなさまへ

当院についてのご案内

くりの木デンタルクリニック

院長 市村 誠子

▼個人情報保護に努めています。

問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

▼患者さんと協力してお口の病気の継続的管理に努めています。

▼通院が困難な患者さんに訪問診療を行っております。

ただし、当院は訪問診療を専門とする医療機関ではありません。

▼義歯（入れ歯）を新しく製作した後、6ヶ月間は保険診療で新たに作り直すことはできません。

保険診療で定められておりますので、紛失等のないようご注意ください。なお、現在使用している義歯の調整であれば6ヶ月以内でも可能ですので、その旨ご相談ください。

▼明細書を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は受付にお申し出ください。

▼敷地内を禁煙としています。

※詳しい内容については、当院スタッフまで、ご遠慮なくお問い合わせください。

患者のみなさまへ

当院についてのご案内

くりの木デンタルクリニック

院長 市村 誠子

当院では東北厚生局青森事務所へ、下記の事項について施設基準に適合している旨の届出を行っています。

● 歯科点数表の初診料の注1に係る基準

口腔内で使用する歯科医療機器などを患者さんごとに交換し、洗浄・滅菌するよう徹底するなど、院内感染防止のための対策を講じています。

● 歯科外来診療医療安全対策加算1

自動体外式除細動器（AED）の設置をはじめ、安心して安全な歯科医療環境を提供する取り組みを行っています。また、緊急時に円滑な対応がとれるよう、医科の医療機関と連携しています。

連携先医療機関： 弘前大学医学部附属病院

電話番号： 0172-39-5322

● 歯科外来診療感染対策加算1

口腔外バキュームを設置し、歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保するなど、歯科治療時の感染対策に係る取り組みを行っています。

● 歯科治療時医療管理料

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、全身状態を管理できる体制を整備しています。また、緊急時に円滑な対応を行うよう、別の医療機関と連携体制を確保し、診療に係る医療安全対策を実施しています。

● 口腔管理体制強化加算

厚生労働省が定める診療実績や研修の受講、十分な院内感染対策や医療安全対策、偶発症等の緊急時における医科医療機関との連携体制の確保といった要件を満たす歯科診療所として、患者さんの口腔の管理体制強化に取り組んでいます。

●在宅療養支援歯科診療所 2

厚生労働省が定める診療実績や、地域の医療機関や介護・福祉施設等との連携実績を満たす診療所として、在宅等の療養に関して歯科医療の面から支援できる体制を確保しています。

●在宅患者歯科治療時医療管理料

患者さんの全身状態を確認しながら歯科訪問診療を行う体制を整備しています。緊急時に備え、別の医療機関との連携体制も整備しています。

●有床義歯咀嚼機能検査 1 の口および咀嚼能力検査

咀嚼能力測定用グルコース分析装置を用いて、有床義歯咀嚼機能検査や咀嚼能力検査を行っています。

●CAD/CAM冠およびCAD/CAMインレー

コンピュータ支援設計・製造ユニット (CAD/CAM) を用いて非金属の高強度硬質レジンを用いた冠やインレーを製作し、補綴治療を行っています。

※金属アレルギーの患者さんをご相談下さい。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で製作した冠やブリッジについて、2年間の維持管理料を行っています。

お知らせ

当院では歯科医療に係る医療安全管理対策について下記の通り取り組んでいます。

- 医療安全管理、院内感染対策、医薬品業務手順等、医療安全対策に係る

指針等の策定

- 医療安全対策に係る研修の受講ならびに従業者への研修の実施

- 安全で安心な歯科医療環境を提供する為の装置、器具等を設置しています。

設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、

歯科用吸引装置

- 医療機器の洗浄・滅菌を徹底し、院内感染防止対策を講じています。

設置器具等：オートクレーブ、超音波洗浄機、感染防止ユニット

- 緊急時に対応できるよう、医科医療機関と連携しています。

連携医療機関名：弘前大学医学部附属病院

電話番号：0172-39-5322

- 当院は安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める

施設基準に適合し、「口腔管理強化体制加算」を算定します。

医療安全対策について、ご不明な点がございましたら、院長までお尋ねください。

くりの木デンタルクリニック

院長 市村誠子